

島根県スキー連盟報奨金交付規程

平成 25 年 9 月 28 日 制定
平成 26 年 9 月 20 日 改正
平成 28 年 9 月 17 日 改正
平成 29 年 9 月 23 日 改正
令和 4 年 9 月 17 日 改正
令和 5 年 9 月 9 日 改正
令和 6 年 9 月 7 日 改正

(趣旨)

第1条 この規程は、島根県のスキーの振興を図るため、全国大会等に出場した個人に対し報奨金を交付することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象者)

第2条 報奨金交付の対象となる者は、島根県スキー連盟を代表して全国大会等に出場した者とする。

(交付の対象大会及び報奨金額)

第3条 報奨金交付の対象となる大会及び報奨金の額は、次のとおりとする。ただし、シーズン中2大会以上で該当する場合は、最上位大会の報奨金を交付する。その最上位大会で2種目以上該当する場合は、最上位1種目の区分の報奨のみを交付する。

(1)国民スポーツ大会、全日本スキー選手権大会、全国高等学校総合体育大会、全国中学校体育大会、全国高等学校選抜スキー大会、JOC ジュニアオリンピックカップスキー大会、全日本学生スキー選手権大会

区 分	報奨金額
8位以内入賞	10万円
上位30位以内かつ30%以内	7万円
上位50位以内かつ50%以内	5万円

(100名以上出場者の部門は%のみで判断)

(2)全日本スキー技術選手権大会、全日本スノーボード技術選手権大会

区 分	報奨金額
8位以内	10万円
30%以内	7万円
50%以内	5万円

(報奨金の交付決定)

第4条 該当する対象者があった場合は、常任理事会において内容審査のうえ報奨金の交付決定を行い、会長が交付することとする。また、その交付結果は理事会及び評議員会に報告するものとする。

(報奨金の返還)

第5条 島根県スキー連盟会長は、不正行為等によって報奨金の交付を受けたことが判明したときは、報奨金の返還を求めることができる。

(その他)

第6条 この規程に定めのない事項については、その都度理事会に諮り処理する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。